

全国都市自治体の父親支援実施現状に関する研究～子育て支援担当者調査より～

研究分担者 小崎 恭弘(大阪教育大学教育学部教員養成課程家政教育部門
・教授)
高木 悦子(帝京科学大学医療科学部看護学科・准教授)

背景: 令和3年には「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針について」において、「父親の孤立」が設けられ「母親を支えるという役割が期待される父親についても、支援される立場にあり」と支援の対象として父親が明確に位置付けられた。本研究では、都市部の自治体を対象として、子育て支援における父親支援の取り組みの把握をおこなった。また母子保健との協働のあり様についても、関心を持ち取り組んだ。

目的: 全国の自治体の子育て支援担当者を対象として、それぞれの自治体の取り組みなどについて調査をおこない、我が国における父親支援の現状を把握することで、その発展に寄与することを目的とする。母子保健担当との協働のあり方について理解を行う。

方法: 【対象】 全国の都市自治体地域子育て支援事業担当 政令市・中核市・市・東京23区 計814自治体 【実施時期】 2021年12月17日(金)～2022年1月31日(月)

【回収率】 有効回収数 351件(43%)

結果: 都市自治体の子育て支援部署における子育て支援4事業内の父親支援の取り組みは、全体の30%程度にとどまっており、積極的に取り組んでいるとは言い難い状況である。またそれとは別に自治体独自の父親支援は30%程度実施されており「産前父親支援、父親参加型イベント、父子手帳」などの取り組みが見られた。法律や制度内において、明確に父親に対する規定がない中で、自治体の裁量や判断に父親支援が委ねられていることが明らかになった。

考察: 父親の育児支援が明確に法的に位置付けられておらず、自治体としてもそれらに対する想いや取り組みの意思があっても、実際の予算措置や実施の根拠が弱い中においてそれらに積極的に取り組むことが困難な状況であることが明らかになった。

結論: 人口や出生数の違いが、父親支援の取り組みの違いとして見られた。これらから、全国一律の父親支援の推進だけでなく、各自治体の状況やその地域性に着目をして、地域に根付いた形での父親支援の構築が必要であると考えられる。

次年度への課題: これらから今後の父親支援研究として二つの提案を行う。1.父親の具体的なニーズや育児の主体としての父親の位置付けを明らかにしていく必要がある。2.父親支援について法的な根拠を明確にする必要がある。

研究協力者:

阿川 勇太(兵庫医療大学看護学部・助教)

我が国では令和3年の出生数は84万人となり、過去最低を更新している。同時にコロナ禍の影響もあり、社会全体が子ども子育てに関して強い関心と、同時に危機感を持っている。また児童虐待の通告件数は、過去最高を記録している。子どもたちを取り巻く環境の大きな変化への対応が、現代社会の喫緊の課題となってい

A. 研究目的

1. 父親を取り巻く状況

1-1 社会的状況

父親の育児を取り巻く近年の状況

る。

それらの変化に対応するように、令和2年度に新しく制定された「少子化社会対策大綱～新しい令和の時代にふさわしい少子化対策～」においては「Ⅲ 基本的な考え方 (1)結婚・子育て世代が将来にわたる展望を描ける環境をつくる」において【重点課題】として以下の内容を挙げている。

・男女共に仕事と子育てを両立できる環境の整備

・男性の家事・育児参画の促進

・働き方改革と暮らし方改革

これらは我が国の少子化対策において男女共同参画を基盤とした、男性・父親の育児への参画を積極的に進めるという決意の現れであり、それらの実現に向けての基盤整備を意識したものである。

これらの実現に向けた、具体的な方策について「Ⅳ ライフステージの各段階における施策の方向性 (4)子育て」の項目において男性の育児参画について、以下のように具体的に記載している。

(男性の家事・育児参画の促進)

「男性が、妊娠・出産の不安と喜びを妻と分かち合うパートナーとしての意識を高めていけるよう、両親学級等の充実等により、父親になる男性を妊娠期から側面支援する。労働者に対する育児休業制度等の個別の周知・広報や、育児のために休みやすい環境の整備、配偶者の出産直後の時期の休業を促進する枠組みの検討など、男性の育児休業取得や育児参画を促進するための取り組みを総合的に推進する。長時間労働の是正や経営者・管理職の意識改革を促すことなどにより、男性の家事・育児参画を促進する。」

これまで以上に具体的かつ、子育てのパートナーとして父親を明確に位置づけ、単に子育てのみならず仕事との関わりや、経営者・管理者までも意識した画期的な内容となっている。また令和3年に出された「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針について」においては、「Ⅰ成育医療等の提供に関する施策の推進に関する基本的方向」の「1.

成育医療等の現状と課題」において以下の項目が記載された。

(父親の孤立)

出産や育児への父親の積極的な関わりにより、母親の精神的な安定をもたらすことが期待される一方、父親の産後うつが課題となっている。母親を支えるという役割が期待される父親についても、支援される立場にあり、父親も含めて出産や育児に関する相談支援の対象とするなど、父親の孤立を防ぐ対策を講ずることが急務である。母親に限らず、父親を含め身近な養育者への支援も必要であることについて、社会全体で理解を深めていくことが必要である。

父親を従来の母親を支える立場から一歩進め、社会の変化の中で父親の位置付けや役割の変化を積極的に認め、育児の主体として父親を位置付けている。また同時に父親を「支援の対象」として捉えている。このように社会全体で子育てについての意識変革と取り組みが進む中で、これまで子育ての場にあまり存在していなかった父親を、積極的に育児の主体として認めようとする社会的な取り組みがなされ始めた。

1-2 行政による父親支援の取り組み

それではそのような子育てにおいて支援の対象と位置付けられた父親であるが、具体的にどのような支援がなされているのであろうか。本研究班は、令和2年度に全国基礎自治体の母子保健担当者を対象に、父親支援の取り組み調査を行った¹⁾。この調査は以下のような結果であった。

837 の自治体から回答があり回収率は48.1%であった。総人口7万人未満の自治体が71.1%と全国の割合より少なかった。通常の母子保健事業に父親の支援を組み込んで実施していた自治体は、「母子健康手帳交付時」「両親学級」で実施されることが多く、総人口7万以上の自治体で、有意に実施件数が多かった。主な対象者を父親とする事業を実施していた自治体は56(6.6%)に止まったが、実施しなかった自治体の70.5%は父親支援が必要であると回答

した。支援実施に至らない理由として多かった回答は「ニーズが不明」、「業務が多忙」、「専門的な人材が足りない」であった。さらに事業化に必要なこととして多かった順に「ニーズ調査」、「プログラム提示」、「広報と集客」が挙げられたが、実際にニーズ調査を実施している自治体は11(1.4%)のみであった。父親支援が必要である理由としては、母親支援の視点による項目が多く、父親自身に関する項目を挙げる自治体は少ない傾向にあった。コロナ禍で工夫して開催した事業については、オンライン対応や内容変更、時間短縮等の回答があった一方で、密をさけるために父親同伴、参加の中止という回答もあった。

行政の父親支援の取り組みが低調である要因の一つとして、法的根拠の乏しさが考えられる。当然ではあるが、行政は基本的に法的な根拠を持つ事業を対象としてその業務がなされている。特に母子保健など市民生活に直結する活動は、予算措置や人員配置など含めて、明確な法的根拠に基づいた取り組みである。しかしそのことは反対に、法的根拠のないものに対しては何も行わない、あるいは行わないことに対して問題が存在しないということにつながる。前述したように、成育基本法の基本方向において「父親の孤立」が明文化はされたが、そのことが直ちに予算措置につながり事業となるわけではない。これらの方向性を意識しながらも、法律に定められている事案や対象者あるいは事業内容に基づき、自治体において事業が構築され実施されていくのである。そのように考えれば、現在母子保健法において明確に「父親」を対象とした法律や条文が存在しておらず、直接的な支援の対象とはなっていない。

母子保健法の対象者は、

「第一条（目的）この法律は、母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。」

とあるように、母性と乳児・幼児をその対象としたものであり、父親はその対象となっていない。換言すれば、「母性と乳幼児の健康の保持と増進」のために、父親の役割や位置付けがなされており、父親自身の健康などを対象にはしていないのである。

このような「母親と子ども」をその支援や援助の対象とし、また法律や制度やシステムの基本に据えている視点は、現代社会の子育て全般に共通しているものであるといえる。そのような社会全体の文化的な価値観のもとでは、父親は決して育児の主体ではなく、あくまで母親のサポート役や子育ての二番手の位置付けがなされたままである。父親が育児の主体になりえず、父親自身も支援の対象とはされていない現状の原因がここにある。現在一部の行政や市民活動として父親支援の萌芽が見られるが、全国的に見るとやはりまだその道は険しいものであるといえる。日本の父親支援は始まったばかりであり、これらの取り組み状況や全国的な調査や知見が、まだまだ不足している。またこれらの取り組みの未成熟さが、父親支援の取り組みの遅れにつながっている。社会のさまざまな領域や分野において、積極的な父親支援の取り組みや調査やデータなどの構築が求められる。

2. 本研究の目的

2-1 目的

本調査の目的は現在の我が国において父親支援がどのように取り組みがなされているかを明らかにすることである。これまで全国の基礎自治体の母子保健担当者への調査を行った。また多くの父親が働いている企業に対しても同様に調査を行ってきた²⁾。これらを踏まえ、今回は全国の都市自治体の子育て支援担当者を対象として、それぞれの自治体の取り組みなどについて調査をおこない、我が国の子育て支援領域における父親支援の現状を把握することで、その発展に寄与することを目的とする。

本調査の具体的な目的は大きく二つである。
1. わが国の都市自治体の子育て支援領域における父親支援の取り組みの現状を明らかにする。

特に子育て支援において法的な根拠を持つ4事業と「こんにちは赤ちゃん事業」での父親支援の取り組みに関心を持つ。また父親支援に関する意識やその必要性などについても調査項目とした。

2.自治体の子育て支援領域と母子保健領域における、父親支援に関する連携の状況を明らかにする。また他領域との連携の可能性を探るべく、行政内における父親支援の取り組みについても調査項目とした。

これらの目的から、我が国における父親支援の全体像を明らかに、今後の父親支援の取り組む方向性や課題を明確にし、父親支援の更なる発展の礎となるデータや知見の構築を目指す。

2-2 対象について

今回の対象は都市自治体とした。都市自治体とは、市町村の基礎自治体から「町・村」を除く「市、中核市、政令指定都市、特別区（東京23区）」である。これは前回の調査において、父親支援に取り組んでいる自治体の多くが都市自治体であり、「町村」自治体はあまり父親支援に取り組んでいないことが明らかになった。また町村の小規模自治体ではその人員や組織の構成上、母子保健と子育て支援が一体となり業務に取り組んでいることも多くある。そのため今回はその対象から除外した。

B. 研究方法

1. 調査方法

【対象】全国の都市自治体地域子育て支援事業担当 政令市・中核市・市・東京23区 計814自治体

【回収率】有効回収数 351件(43%)

【実施時期】2021年12月17日(金)~2022年1月31日(月)

【方法】郵送法 自記式質問紙によるアンケート調査

2. 調査内容

事業内容はコロナウイルス感染症の影響がなかった2019年度に限定した回答、属性にす

る項目は集計処理が完了している最も新しい年度である2019年度の数値、数値以外の項目は調査期間時点での状態の回答とした(表1)。

3. 倫理的配慮

本調査は国立成育医療センター倫理審査委員会において承認を得て実施した(承認番号2021-177)。

C. 研究結果

1. 自治体プロフィール

全国814自治体に質問票を郵送し351自治体から返信があり、回収率は43.0%であった。著しい回答漏れがなかったため、すべての回答を分析対象とした。本調査の自治体の特徴を表2に示した。総人口は最大2,755,236人、最小10,412人であった。出生数の最大値は21,124人、最小50人であった(表2)。

2. 調査結果

1-1 地域子育て支援拠点事業に基づく父親支援について

厚生労働省は地域子育て支援拠点事業として、以下の4事業を設定している。

- 1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- 2 子育て等に関する相談・援助の実施
- 3 地域の子育て関連情報の提供
- 4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

ここではこれらの基本事業の具体的な内容において、自治体の子育て支援施設での父親支援の取り組みについて確認している。

Q1.地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業の下記4事業において、どのような父親支援を行いましたか。実施したものに○をつけてください。

最も多いのは「特に実施していない」である。事業実施で最も多いのは「育児中の父親を対象にした交流会」であった(表3)。

相談・援助の活動においても最も多いのは、「特に実施していない」であった。それ以外のも

のは10%程度であり、父親支援としては低調である(表4)。

情報の提供活動においても最も多いのは、「特に実施していない」であった。それ以外では「掲示物やチラシでの父親を対象にした情報提供」が見られる程度であった。積極的に活用されているとは言い難い状況である(表5)。

講習会等の活動においても最も多いのは、「特に実施していない」であった。それ以外では単発の講演会等である。定期あるいは系統立てた父親への講演会等は、積極的に活用されているとは言い難い状況である(表6)。

具体的な事業への配慮について尋ねた。実施に際しては、日程の設定は半数が配慮している。多くの父親が仕事をしていると考え、日程への配慮は参加者のニーズに合わせる必要が多い(表7)。

1-2 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業に基づく父親支援について

児童福祉法に定められる子育て支援事業の一つであり、厚生労働省は以下のように規定している。

「事業目的 すべての乳児のいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ることを目的とした、広く一般を対象とした子育て支援事業である。」

乳児家庭全戸訪問は96%以上の自治体で実施されている。また父親への配慮事項は「父親の心身の状況や養育環境等の把握及び助言」が上位にある。ただしこのタイミングで必ずしも、父親が在宅をして対応しているとは限らない。母親への間接的な聞き取りなども含まれることには、注意が必要であると考え(表8)。

1-3 自治体独自の父親支援について

上記の4事業は法的な根拠があり、国が定めているものである。それとは別に自治体独自の

父親支援の取り組みについて尋ねた。

約30%の自治体では独自の父親支援の取り組みがなされている。またコロナ禍前の2019年でも同様である。同時に父親支援に関して、同様の割合で独自の予算措置が取られている。換言すると3割程度の自治体でしか、父親への事業がなされていない実態が明らかになる。子育て支援は特に対象は母親と定めているわけではないが、現状は多くの自治体において母親が中心となっており、父親がその対象となされていない現状が浮き彫りとなる(表9-11)。

2-1 子育て支援と母子保健の連携について

父親支援はこれまで社会や自治体においてあまり活発に取り上げられたり、また対応されてはいない。さまざまな要因が考えられるが、その一つはどの分野や領域が担当をするのかが不明瞭であることが挙げられる。その根底には父親が育児の対象とされておらず、母親のサポート的な位置付けがなされているからである。母親の場合は「妊娠・出産」があり、当事者と強い母子保健に位置付けられている。また子どもが産まれた後は、我が国においては母親が子育ての中心となる傾向にあり、子育て支援領域が支援に関わることが多い。つまり「母子保健」と「子育て支援」が、子どもと子育ての大きな二つの領域であるといえる。

昨年度は本研究班では、母子保健領域について調査と検討を行った。それらの知見をもとに、今回は子育て支援利領域における父親支援について調査検討を行っている。また同時に、子育て支援と母子保健の自治体内での連携について検討を行った。近年自治体内においても、予算の縮小、人員の減少、働き方改革などの影響を受けて、さまざまな分野での業務の効率化が求められている。以前は縦割り行政や蝸壺業務と揶揄されていた業務のあり方などにおいても、さまざまな改革がなされるようになってきた。そのような点を考慮して、母子保健や他部署との連携のあり方について尋ねた。

子育て支援部署と母子保健部署との連携について尋ねたところ、約80%の自治体では情報

交換や検討会を行なっている。しかし具体的な事業レベルでの協働は40%程度となり半数以上は協働の事業を実施していない(表12-13)。

現状はなかなか進展していない母子保健との連携であるが、その必要性についてはほとんどの自治体が必要であると捉えている。意識はあるが実際には取り組みができていない現状が見られる(表14)。

連携が必要な理由としては「妊娠、出産、子育てと継続的な切れ目のない支援体制が構築しやすくなる」、「情報を共有しやすくなる」の2点が大きな理由とされる。現在の子育て支援が「妊娠・出産・子育て」と切れ目のない取り組みをその基本としている傾向と一致する。また支援の対象として市民を連続性のある主体として捉えている事もうかがえる。それらの適切な支援のためにも、情報の共有が重要である事も当然のこととして捉えられている(表15)。

2-2 他部所管との連携について

母子保健以外の連携については3割弱程度しか取り組んでいない。都市自治体はある程度規模が大きくなり、他部所管との連携がより困難であるとのかもしれない(表16)。

自治体により連携の部署はさまざまなものとなっている。保育領域、男女共同参画領域が1割程度であるが、他の部署はほとんどなされていないことがわかる。父親支援自体が行政のどの部署の担当であるかが不明瞭であり、明確に業務として位置付けがなされにくい。従ってどの領域との共同をすればよいのか、あるいはすべきなのかなども明確ではない(表17)。

D. 考察

1. 都市自治体の子育て支援における父親支援について

1-1 法律・制度に基づく事業における父親支援について

我が国は法治国家であり行政機関の業務の執行には、明確な法的な根拠が存在する。今回の調査において明らかになったのは「父親支援」が明確に、法的な根拠を持っていないというこ

とが父親支援事業の実施に影響を与えていたと考えられることである。具体的には、法的な根拠がなかったことで行政内において、父親支援の取り組みを行うことが困難な状況になっていた。これまでの調査において、母子保健領域ではようやく成育基本法の基本方針に「父親の孤立」という文言が明記され、今後の父親支援の取り組みに大きな期待が集まるところである。

子育て支援領域においては、父親を明確に対象とした文言等が存在していない。しかし同時に母子保健とは異なり、「母性」や「母親」を明確に提示しているわけではない。あくまで現状の子育て支援の取り組みにおいて、母親がその主体となっている状況に対応をしているのである。この事は子育て支援における父親支援発展の可能性を、大きく感じさせるものである。母子保健はその根幹の母子保健法により、その対象が明確にされており、自治体の判断でその部分の解釈を変化させるのは困難である。従って「母子のための父親支援」という理論でしか、父親の支援や取り組みを行うことができない。明確に父親を対象とした取り組みを行うためには、父親支援のための枠組み自体の変化、あるいは法律自体の改訂が求められる。そのこと自体を否定はしないが、時間や労力を考えると現実的ではない。

子育て支援においては、法的には「父母その他保護者」という文言のもとで、これらの活動や取り組みがなされている。しかし、データから見られるのは、父親支援があまりなされていない現状である。これまでの社会においては子育ての中心は多くの場合母親であり、父親が積極的に関わること自体が困難であった。それは社会全体の文化や制度、また男性に偏った労働状況のあり方や企業風土などの要因が、社会全体で共有されそれらが当然の事とされてきた。しかし、社会状況が大きく変化し、共働き家庭の増加、家族や個人の指向の尊重、家族や子育ての多様化などを背景とし、積極的に育児の主体となろうとする父親たちが増加してきている。また母親も子育てのみの生き方や生活だけ

でない、多様なライフスタイルが個人、家族として作り上げられている。そのような社会の中で、子どもと子育てを支援する子育て支援領域が、母親のみにフォーカスしている現状のあり方は、大きな課題であると考えられる。

今回のデータから、以下の4事業においてそれぞれに父親への取り組みの脆弱さが明らかになった。

1 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

2 子育て等に関する相談・援助の実施

3 地域の子育て関連情報の提供

4 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

特に「相談・援助」「情報提供」に関しては60%の自治体で取り組まれていない。ここに子育ての場における父親の不在が大きく影響している。しかし不在であることと相談や援助が不必要であるという事は同じではない。また父親のライフスタイル（平日の昼間は仕事を行っている方が多い）を考えると、本当に不在であるのかどうか再度の検証が必要である。またそれらが不在の中では、適切な情報提供が行われ難い。また父親自身の声や意見を聞く機会が圧倒的に少ない中で、適切な父親のニーズやどのような情報求めているのかもわからない。そのようなことが情報提供の低調な理由の一つであろう。ここにおいても育児の主体として父親が捉えられておらず、あくまで母親のサポートやお手伝い的な存在であることが見られる。

今後自治体としては、子育て支援のあり方やその対象を法的な根拠や制度の再定義を行い、母親のみに偏っている子育て支援の現状や事業自体の見直しが必要になる。父親も母親と同様に子どもにとっての親であり「父親自身も支援の対象」という、より一層の認識のもとに事業の構築や取り組みが必要である。

1-2 自治体独自の父親支援について

自治体独自に父親支援に取り組んでいる事業が、約3割程度見られる。これらは先ほどの子育て支援の4事業とは異なり、自治体独自のまたは他の事業などにおいて父親支援の取り組みがなされている。ここには自治体のさまざま

な工夫や努力が見られる。

多く見られるのが「プレパパママ学級・プレパパセミナー」などの産前の父親教室である。また父親向けのイベントや父子手帳の取り組みなども見られる。「妊娠・出産・子育て」と一連の切れ目のない支援の流れが、ここではうかがえる。時間軸でこれらの支援を行っていく取り組みが見られる。これらは近年「ネウボラ」として、我が国においても積極的に取り組まれている。

これらに見られる支援の方向性のキーワードは「包括的」な支援であるといえる。これまでの「妊娠・出産」は母子保健や医療領域、「子育て」は子育て支援、保育、教育領域とするのではなく子どもを産み育てる一人の主体を、一貫し継続して支援を行うという取り組みである。これらは生活者の継続性や、子どもの成長の連続性などの視点から、利用者目線の取り組みであるといえる。同時にこれまで母親に偏っていた「妊娠・出産・育児」を、父親と共に共有していくという「夫婦の包括的支援」という側面が見られる。

これら自治体独自の取り組みは、それぞれの自治体の状況や自治体の特色が見られるものであり、それぞれの自治体のカラーとして位置付けられる。

2. 都市自治体における子育て支援と母子保健の連携について

2-1 子育て支援と母子保健の連携について

子育て支援と母子保健の連携は、情報共有検討会などの取り組みにおいては、8割近くの自治体で行われている。全般的に高い数値である。もちろんこれは父親支援のみに特化したことではなく通常の業務内の取り組みである。一方事業レベルでの連携になると5割を割り込んでしまう。ここに一つの壁が存在している。これらは事業ベースになると、その予算や人員、責任の所在や準備など、それぞれの部署のリソースが大きくなる。これらの取り組みが普段の業務が大きくなっているところにおいて、更なる負担となると考える。部署間での連携の難しさ

などが、ここに見られる。通常の業務においてもこのような状態である中で、そのどちらにも属し翻れば「どちらにも属さない」父親支援の取り組みを今後進展していく中で、大きな障害となる可能性がある。より具体的で効果的な部署間の連携や協働ができる、取り組みや方法の提示が必要であると考える。

また母子保健との連携については、ほとんどの自治体がその必要性を感じている。市民に関わる問題や支援の有り様は、現在複雑化しており単独の部署だけの問題に終わらない。その当事者の生活をさまざまな角度や方向性から捉え、また同時にさまざまな社会資源や制度などを活用し、包括的に支援解決していくことが求められる。特に子育てに関しては、子どもという存在の特殊性や社会資源の脆弱性などから、支援が多岐に渡る可能性が大きいので、母子保健と子育て支援の緊密な連携が必要である。

特に以下の三点において、高い必要性が見られた。

- ・妊娠、出産、子育てと継続的な切れ目のない支援体制が構築しやすくなる
- ・情報を共有しやすくなる
- ・母子保健の専門性が活用しやすくなる

支援の対象の包括的な理解を本人だけでなく支援者サイドが行うことが求められており、同時にそれら全体を見る視点が母子保健における専門性として位置付けられている。この視点はとても重要である。

2-2 子育て支援と他部署との連携について

一方で母子保健以外の他の部署との連携はあまり活発ではない状況が見られた。3 割弱の自治体でしか連携が図られていない。子育て支援は、その対象が子どもを中心とした子育て期の保護者である。もちろん子育て支援内の活動において、そのニーズや適正な支援がなされていれば問題はない。しかし子育て期の保護者、特に父親に関してはこれまでの取り組みでは、対応が困難な事案がある。それらの一つは男女共同参画であり、もう一つは労働政策分野である。

男女共同参画は、近年ダイバーシティの理念のもとさまざまな注目をされている。男性が育児に関わり難い文化背景のある我が国において、父親支援を進める基本的な理解や社会文化の醸成においては、やはりこの男女共同参画の理念が必要である。別の視点で考えると、この理念の浸透や普及なしには、父親支援の取り組みの進展はあり得ない。つまり子育て支援からのアプローチと同様に、男女共同参画サイドからより積極的に、父親支援に対する取り組みやアプローチがあつて然るべきである。

また多くの男性が仕事を行っている現状を鑑みると、労働政策や働き方に関わる支援の果たす役割は大きいと考える。これらは近年ワークライフバランスや働き方改革などとして、社会的に注目を浴びており、政府もさまざまな取り組みを見せている。このような文脈の中で地方自治体においても、父親支援を他の部署や領域に広げていくことが必要であると考える。

3. 自治体の特徴に見る父親支援

自治体の人口動態別に見た父親支援の状況は、以下の通りである。

- ・総人口が多く、出生数の多い自治体の方が、そうでない自治体に比べ父親支援の取り組みを行い、予算の措置を行なっている。
- ・総人口が多く、出生数の多い自治体の方が、そうでない自治体に比べ定期的な情報交換や検討会を行なっていない。

これらは人口が多い自治体は必然的に出生数が多く、子育てに対するニーズが高いことが予想される。また人口の多い都市部においては、共働き家庭が多く母親の就労が一般的であり、父親に対する支援の必要性が高いと考える。またそのような人口の多い自治体は、行政の組織全体も比較的大きくそれぞれの部署が独立した形で予算や業務に当たっている。その為に特段の情報共有や取り組みが必要ないと考える。

E. 結論

都市自治体の子育て支援部署における子育て支援 4 事業内の父親支援の取り組みは、全体

の30%程度にとどまっており、積極的に取り組んでいるとは言い難い状況である。またそれとは別に自治体独自の父親支援は30%程度実施されており「産前父親支援、父親参加型イベント、父子手帳」などの取り組みが見られた。法律や制度内において、明確に父親に対する規定がない中で、自治体の裁量や判断に父親支援が委ねられていることが明らかになった。

また自治体の子育て支援と母子保健部署の連携は、多くの自治体においてその必要性は意識されているが、実際の取り組みは情報提供レベルにとどまっており、具体的な事業レベルの共同はあまりなされていない。また子育て支援と母子保健以外の部署間の連携についても、積極的になされているとは言い難い状況である。

父親の育児支援が明確に法的に位置付けられておらず、自治体としてもそれらに対する思いや取り組みの意思があっても、実際の予算措置や実施の根拠が弱い中においてそれらに積極的に取り組みことが困難な状況が明らかになった。また人口や出生数の違いが、父親支援の取り組みの違いとして見られた。これらから、全国一律の父親支援の推進だけでなく、各自治体の状況やその地域性に着目をして、地域に根付いた形での父親支援の構築が必要であると考える。

これらから今後の父親支援の発展に向けた研究として二つの提案を行う

1.父親の具体的なニーズや育児の主体としての父親の位置付けを明らかにしていく必要がある。妊娠、出産、子育てなど、それぞれのタイミングにおける父親自身のニーズについて正確な理解が必要である。それらをもとに父親支援の構築が求められる。

2.父親支援について法的な根拠を明確にする必要がある。父親をその支援対象や育児の主体として明確に位置付け、行政がそれらに基づき支援や事業ができるスキームの構築が必要である。

謝辞

調査ご協力いただいた都市自治体の担当者の

方々に、心より感謝申し上げます。

引用文献

- 1) 高木悦子、小崎恭弘「全国基礎自治体の父親支援実施の現状に関する研究」令和2年度厚生労働科学研究費補助金 わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究 分担研究報告書. 2020; 49-63
- 2) 小崎恭弘、高木悦子「企業における父親支援の既存制度の把握～イクボス企業同盟の調査より～」令和2年度厚生労働科学研究費補助金 わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究 分担研究報告書. 2020;65-83

F. 研究発表

1. 論文発表 なし
2. 学会発表 なし

G. 知的財産権の出願・登録状況(予定を含む。)

1. 特許取得 なし
2. 実用新案登録 なし
3. その他 なし

表 1. 具体的質問項目一覧

Q1-1	MA	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
Q1-2	MA	子育て等に関する相談、援助の実施
Q1-3	MA	地域の子育て関連情報の提供
Q1-4	MA	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施
Q1-5	MA	事業の実施にあたり配慮した点
Q2	MA	乳児家庭全戸訪問事業で実施した父親支援・配慮
Q3	SA	その他の父親支援の取り組み実施状況
Q4	SA	父親支援実施状況
Q5	SA	父親支援に特化した予算取得状況
Q6	SA	母子保健業務の所管
Q7_1	SA	定期的な情報交換や検討会等の実施状況
Q7_2	SA	プレパパ・ママや子育て家庭を対象にした事業の実施状況
Q8	SA	母子保健担当との連携及び協働についての子育て支援担当課としての考え
Q8_1	MA	「母子保健担当との連携もしくは協働は必要だと思う」理由
Q9	SA	プレパパ・ママや子育て家庭を対象にした事業部の有無
Q9_1	MA	「母子保健課以外の部署と連携している」部署
Q11	NAMT	自治体の人口動態
Q12	SA	調査協力有無

表 2. 自治体基礎プロフィール

自治体の人口動態 (2021年4月時点)								
	全体	統計量母数	合計	平均	標準偏差	最小値	最大値	中央値
総人口	343	343	52,565,294	153,252	282,917	10,412	2,755,236	74,375
出生数	337	337	366,963	1,089	2,135	50	21,124	480
高齢化率	325	325	10,182	31	6	14	48	31

表 3. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

Q1_1	子育て親子の交流の場の提供と交流の促進(○はいくつでも)	%
1	育児中の父親を対象にした交流会	34.3
2	プレパパを対象にした交流会	15.1
3	父親サークルのグループ支援	2.6
4	その他	16.0
5	特に実施していない	48.3
	無回答	0.3
	全体	350

表 4. 子育て等に関する相談、援助の実施

Q1_2	子育て等に関する相談、援助の実施(○はいくつでも)※父親にはプレパパを含みます	%
1	父親を対象にした育児相談会	9.1
2	父親を対象にした対面の相談窓口の設置	10.9
3	父親を対象にした電話、SNS を活用した相談窓口の設置	8.0
4	男性によるピアサポート(父親同士のサポート)の実施	3.1
5	その他	19.7
6	特に実施していない	64.9
	無回答	1.1

	全体	350
--	----	-----

表 5. 地域の子育て関連情報の提供

Q1_3	地域の子育て関連情報の提供(○はいくつでも)※父親にはプレパパを含みます	%
1	父親を対象にした情報誌・パンフレットの作成(紙媒体)	14.0
2	掲示物やチラシでの父親を対象にした情報提供(オンサイト)	17.7
3	SNS や HP 等を活用した父親を対象にした情報発信(オンライン)	13.7
4	その他	10.3
5	特に実施していない	62.6
	無回答	0.9
	全体	350

表 6. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

Q1_4	子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(○はいくつでも)	%
1	父親を対象にした父親教室(例:パパスクールなど継続性のあるもの)	9.1
2	プレパパを対象にした父親教室(例:プレパパスクールなど継続性のあるもの)	9.1
3	父親を対象にした講演会・講習会(単発のもの)	29.1
4	プレパパを対象にした講演会・講習会(単発のもの)	13.4
5	その他	8.9
6	特に実施していない	50.6
	無回答	0.6
	全体	350

表 7. 事業の配慮事項

Q1_5	上記4事業の実施にあたり、どのような点に配慮しましたか(○はいくつでも)	%
1	施設や設備に関して、男性が居心地が悪い・不便だと感じないような配慮	21.7
2	プレパパ・父親が参加しやすい日時設定への配慮	50.3
3	プレパパ・父親のニーズに配慮した情報提供	23.1
4	その他	4.3
5	特別な配慮はしていない	17.4
	無回答	26.6
	全体	350

表 8. 乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業の配慮事項

Q2	乳児家庭全戸訪問(こんにちは赤ちゃん)事業において、どのような父親支援・配慮を行いましたか。実施したものに○をつけてください。(○はいくつでも)	%
1	両親とも在宅している時間に訪問できるよう配慮	6.6
2	父親の心身の状況や養育環境等の把握及び助言	46.0
3	父親を対象にした情報提供(パンフレットの配布等)	14.3
4	その他	8.3
5	特別な配慮はしていない	38.0
6	乳児家庭全戸訪問事業自体を実施していない	3.1
	無回答	0.9

	全体	350
--	----	-----

表 9. 自治体独自の父親支援の取り組み

Q3	その他(上記で記載していただいた取り組み以外で)自治体独自の取り組みとして、父親支援に関わる取り組みを何か実施されましたか。(〇は1つ)	%
1	はい	29.7
2	いいえ	70.3
	全体	333

表 10. 父親支援の取り組み

Q4	貴自治体では 2019 年度に、主な対象者を母親ではなく父親とする支援を実施しましたか。(〇は1つ)	%
1	はい	24.8
2	いいえ	75.2
	全体	343

表 11. 父親支援の予算措置

Q5	2019 年度に父親支援に関わる取り組みを実施する際、父親支援に特化した予算をとって行いましたか。(〇は1つ)	%
1	はい	29.3
2	いいえ	70.7
	全体	150

表 12. 母子保健との連携(情報交換)について

Q7_1	定期的な情報交換や検討会等を行っていますか(〇は1つ)	%
1	はい	79.0
2	いいえ	21.0
	全体	338

表 13. 母子保健との連携(他事業)について

Q7_2	協働で父親支援だけでなくプレパパ・ママや子育て家庭を対象にした事業を実施していますか(例:両親学級、父親学級、家庭訪問、多胎児育児支援 等)(〇は1つ)	%
1	はい	43.8
2	いいえ	56.2
	全体	338

表 14. 母子保健との連携の必要性について

Q8	自治体における母子保健担当との連携及び協働について、子育て支援担当課としてのお考えとして該当する数字に○をつけてください。(〇は1つ)	%
1	母子保健担当との連携もしくは協働は必要だと思う。	99.4
2	母子保健担当との連携もしくは協働は、必ずしも必要だとは思わない。	0.6
	全体	342

表 15. 母子保健との連携の必要性の理由

Q8_1	1)を選択された方にお伺いします。理由として当てはまるものをお選びください。(〇はいくつでも)	%
1	母子保健の専門性が活用しやすくなる	56.6
2	情報を共有しやすくなる	89.7
3	妊娠、出産、子育てと継続的な切れ目のない支援体制が構築しやすくなる	93.1
4	業務や予算の効果的な活用がしやすくなる	28.6
5	その他	0.3
	無回答	2.9
	全体	350

表 16. 母子保健以外の部署間の連携について

Q9	母子保健課以外に父親支援だけでなくプレパパ・ママや子育て家庭を対象にした事業を連携している部署はございますか。(〇は1つ)	%
1	母子保健課以外の部署と連携している	28.0
2	母子保健課以外の部署と連携していない	72.0
	全体	332

表 17. 具体的な連携部署

Q9_1	1)を選択された方にお伺いします。連携している場合その部署に〇をつけてください。(〇はいくつでも)	%
1	男女共同参画担当課	10.0
2	教育委員会	9.1
3	生涯学習担当課	9.1
4	保育担当課	12.0
5	人権担当課	0.9
6	産業および企業支援担当課	2.9
7	地域福祉担当課	4.9
8	その他	6.6
	無回答	72.3
	全体	350

資料1 アンケート項目

子育て支援ご担当者様各位

父親支援アンケート調査へのご協力をお願い

寒冷の候、貴自治体におかれましてはますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

近年、子育て支援における父親支援の必要性が高まってまいりました。しかし全国規模での父親支援に関する調査は少なく、その実態についても明らかにされておられません。そこで本研究では、令和2年度厚生労働省科学研究補助金（健やか次世代育成総合研究事業）を活用して、全国の自治体を対象として、それぞれの自治体の取り組みなどについて調査をおこない、我が国における父親支援の現状を把握することで、その発展に寄与したいと考えております。昨年度は母子保健事業の中での父親支援の調査を実施し、必要性を感じながらもなかなか実施できない現状が明らかになりました¹。今回は、全国の子育て支援担当部局で実施されている父親支援の全体像や、また近年その必要性が増している母子保健から児童福祉への切れ目のない連携の状況を把握し、支援策定への示唆を得たいと考えております。

コロナ関連の業務を含め、公務多忙のところ誠に恐れ入りますが、ぜひアンケートへのご協力をお願いいたします。少しでも多くの自治体の取り組みや意識、また課題などを明らかにしていきたいと考えております。得られた結果は速やかに発表の機会を設け皆様のお役にたてるように努めてまいります。

なお調査票は、2022年1月24日(月)までにご返送くださいますようお願いいたします。主旨をご理解の上、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

2021年12月吉日

〒582-8582 大阪府柏原市旭ヶ丘 4-698-1

アドレス kozaki@cc.osaka-kyoiku.ac.jp

大阪教育大学 小崎 恭弘

¹ わが国における父親の子育て支援を推進するための科学的根拠の提示と支援プログラムの提案に関する研究報告書 <https://mhlw-grants.niph.go.jp/project/146264> 「全国基礎自治体の父親支援実施の現状に関する研究 https://mhlw-grants.niph.go.jp/system/files/report_pdf/202007017A-buntan4.pdf」

全国自治体子育て支援における父親支援に関するアンケート

貴自治体で現在子育て支援を主に担当している部局・課で取り組んでおられる父親への支援について、子育て支援を主に担当されている方にご回答をお願いいたします。

*父親を対象とする支援とは、各自治体が父親(妊婦のパートナー含む)の健康の保持増進・育児支援を目的に実施しているものを指します。コロナ前の2019年度の取り組みを対象といたします。

以下の質問で、あてはまる番号を○で囲み、()または□内に回答をお書きください。

I. 父親への支援の取り組みについて

Q1.地域子育て支援拠点(子育てひろば)事業の下記4事業において、どのような父親支援を行いましたか。実施したものに○をつけてください。

Q1-1.子育て親子の交流の場の提供と交流の促進(○はいくつでも)

- 1) 育児中の父親を対象にした交流会
- 2) プレパパを対象にした交流会
- 3) 父親サークルのグループ支援
- 4) その他()
- 5) 特に実施していない

Q1-2.子育て等に関する相談、援助の実施(○はいくつでも) ※父親にはプレパパを含みます

- 1) 父親を対象にした育児相談会
- 2) 父親を対象にした対面の相談窓口の設置
- 3) 父親を対象にした電話、SNSを活用した相談窓口の設置
- 4) 男性によるピアサポート(父親同士のサポート)の実施
- 5) その他()
- 6) 特に実施していない

Q1-3.地域の子育て関連情報の提供(○はいくつでも) ※父親にはプレパパを含みます

- 1) 父親を対象にした情報誌・パンフレットの作成(紙媒体)
- 2) 掲示物やチラシでの父親を対象にした情報提供(オンサイト)
- 3) SNSやHP等を活用した父親を対象にした情報発信(オンライン)
- 4) その他()
- 5) 特に実施していない

Q1-4.子育て及び子育て支援に関する講習等の実施(○はいくつでも)

- 1) 父親を対象にした父親教室(例:パパスクールなど継続性のあるもの)
- 2) プレパパを対象にした父親教室(例:プレパパスクールなど継続性のあるもの)
- 3) 父親を対象にした講演会・講習会(単発のもの)
- 4) プレパパを対象にした講演会・講習会(単発のもの)
- 5) その他()
- 6) 特に実施していない

Q1-5.上記4事業の実施にあたり、どのような点に配慮しましたか(○はいくつでも)

- 1) 施設や設備に関して、男性が居心地が悪い・不便だと感じないような配慮
- 2) プレパパ・父親が参加しやすい日時設定への配慮
- 3) プレパパ・父親のニーズに配慮した情報提供
- 4) その他 ()
- 5) 特別な配慮はしていない

Q2. 乳児家庭全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業において、どのような父親支援・配慮を行いましたか。実施したものに○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1) 両親とも在宅している時間に訪問できるよう配慮
- 2) 父親の心身の状況や養育環境等の把握及び助言
- 3) 父親を対象にした情報提供（パンフレットの配布等）
- 4) その他 ()
- 5) 特別な配慮はしていない
- 6) 乳児家庭全戸訪問事業自体を実施していない

Q3. その他（上記で記載していただいた取り組み以外で）自治体独自の取り組みとして、父親支援に関わる取り組みを何か実施されましたか。（○は1つ）

- 1) はい→Q3-1. へ
- 2) いいえ→Q4. へ

Q3-1. 1) を選択された方にお伺いします。

具体的な独自の取り組みについて教えてください。

事業・講座名	対象（プレパパ・育児中の父親等）	内容

Q4. 貴自治体では2019年度に、主な対象者を母親ではなく父親とする支援を実施しましたか。（○は1つ）

- 1) はい→Q5. へ
- 2) いいえ→Q6. へ

父親支援に関わる取り組みを実施された自治体の方にお伺いします。

Q5. 2019年度に父親支援に関わる取り組みを実施する際、父親支援に特化した予算をとって行いましたか。（○は1つ）

- 1) はい
- 2) いいえ

II. 母子保健担当課との協働について※父親支援に限らず、プレパパ・ママや子育て家庭を対象にした事業全般に関して教えてください。

Q6. 貴自治体における母子保健業務の所管を教えてください。（○は1つ）

- 1) 児童福祉担当部署

- 2) 健康増進（一般衛生）担当部署
- 3) その他の部署（ _____ ）

Q7. 貴自治体における母子保健担当と、子育て支援担当との連携に関して教えてください。

Q7-1. 定期的な情報交換や検討会等を行っていますか（○は1つ）

- 1) はい
- 2) いいえ

Q7-2. 協働で父親支援だけでなくプレパパ・ママや子育て家庭を対象にした事業を実施していますか（例：両親学級、父親学級、家庭訪問、多胎児育児支援 等）（○は1つ）

- 1) はい→Q7-3. へ
- 2) いいえ→Q8. へ

Q7-3.母子保健担当とともに、父親支援だけでなくプレパパ・ママや子育て家庭を対象として、具体的にどのような連携もしくは協働をしましたか。下記にお書きください。

事業名	対象者	内容

Q8. 自治体における母子保健担当との連携及び協働について、子育て支援担当課としてのお考えとして該当する数字に○をつけてください。（○は1つ）

- 1) 母子保健担当との連携もしくは協働は必要だと思う。→Q8-1. へ
- 2) 母子保健担当との連携もしくは協働は、必ずしも必要だとは思わない。→Q9. へ

Q8-1.1) を選択された方にお伺いします。

理由として当てはまるものをお選びください。（○はいくつでも）

- 1) 母子保健の専門性の活用しやすくなる
- 2) 情報を共有しやすくなる
- 3) 妊娠、出産、子育てと継続的な切れ目のない支援体制が構築しやすくなる
- 4) 業務や予算の効果的な活用がしやすくなる
- 5) その他（ _____ ）

Q9.母子保健課以外に父親支援だけでなくプレパパ・ママや子育て家庭を対象にした事業を連携している部署はございますか。（○は1つ）

- 1) 母子保健課以外の部署と連携している →Q9-1 へ
- 2) 母子保健課以外の部署と連携していない →Q10 へ

Q9_1.1) を選択された方にお伺いします。

連携している場合その部署に○をつけてください。（○はいくつでも）

- 1) 男女共同参画担当課

添付資料

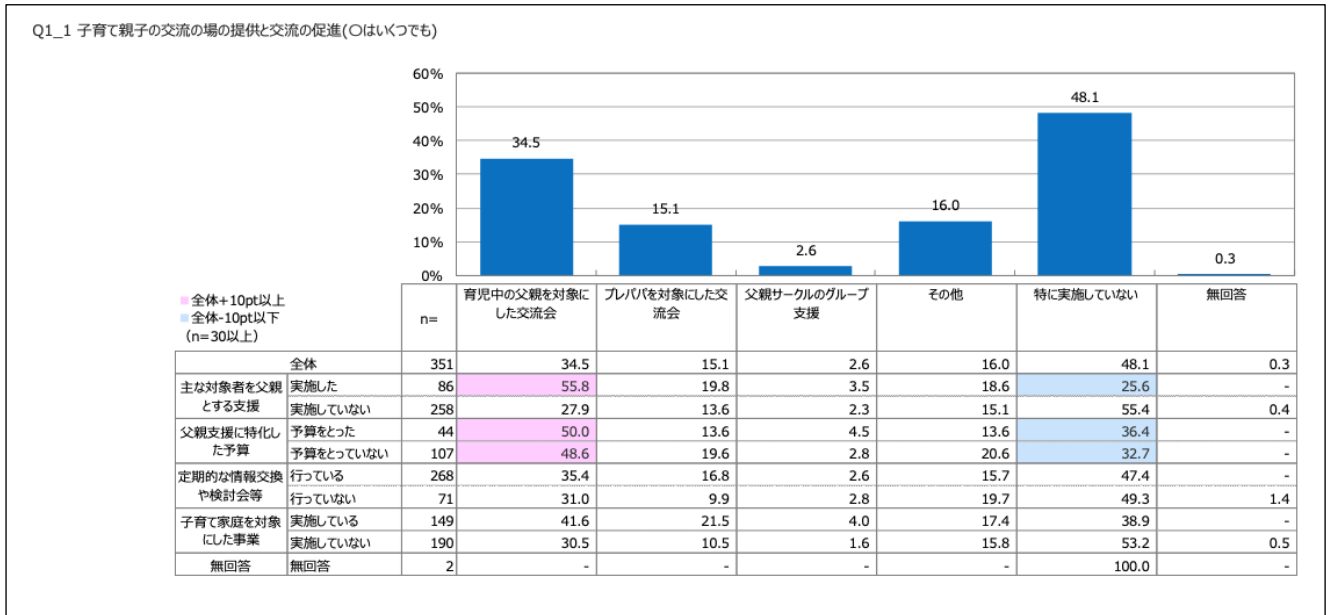


図 1. 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進

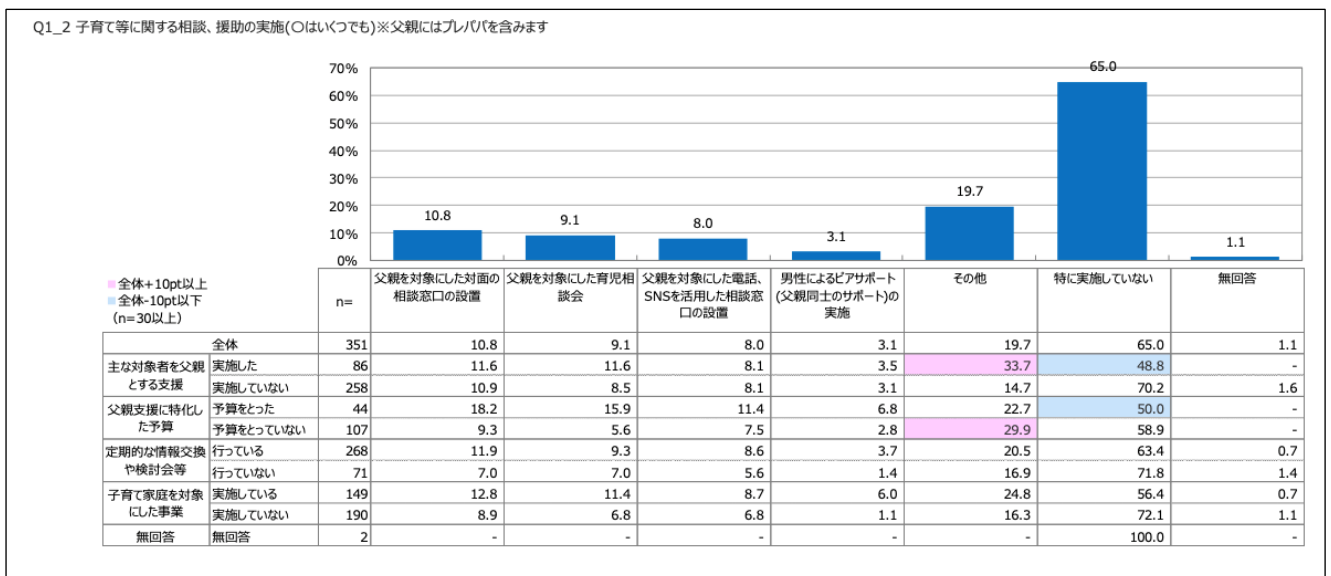


図 2. 子育て等に関する相談・援助の実施

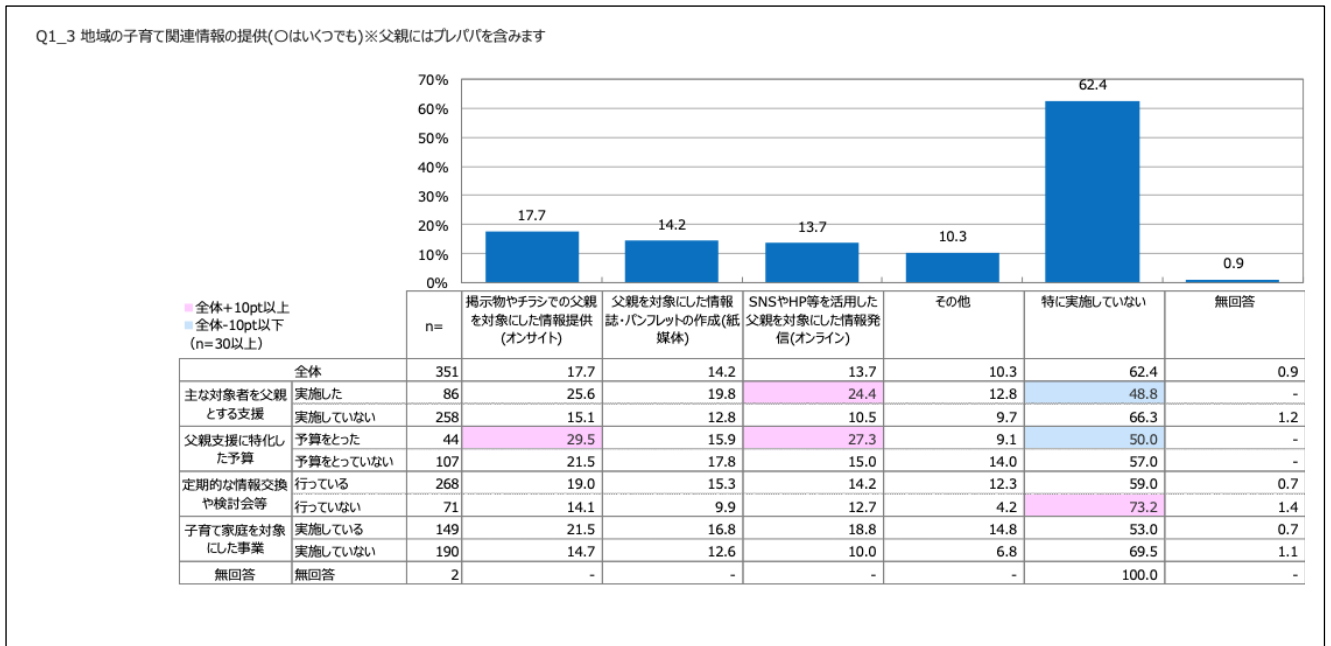


図 3. 地域の子育て関連情報の提供

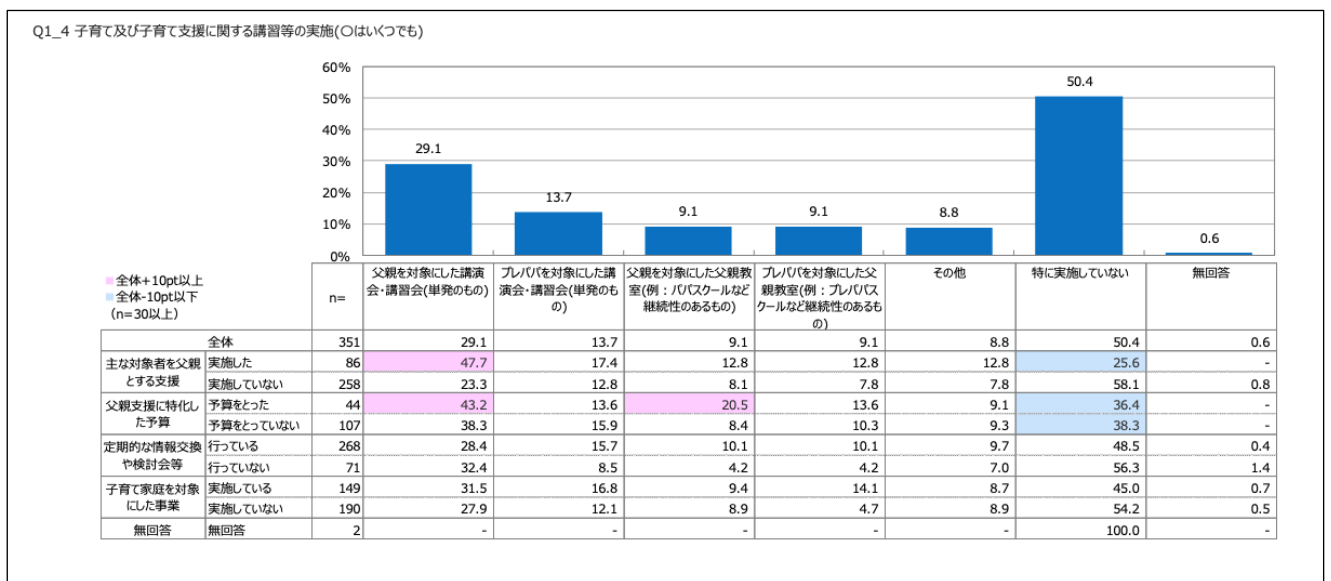


図 4. 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

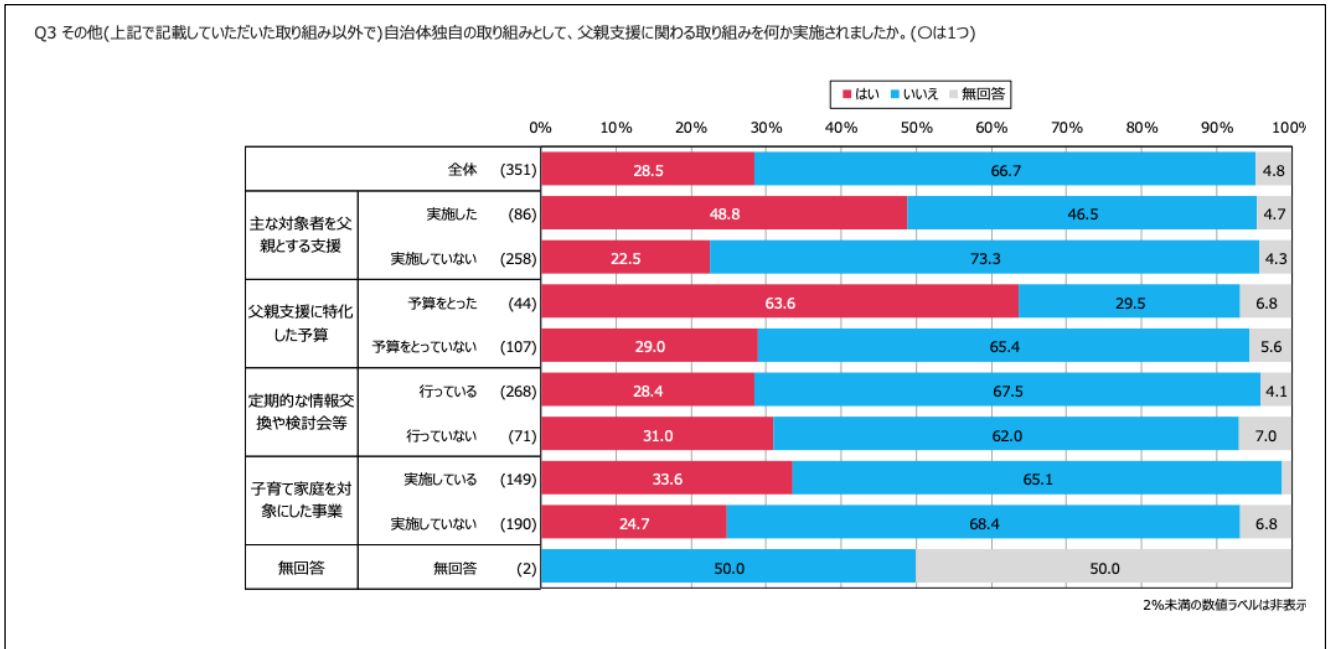


図 5. 地域子育て支援拠点（子育てひろば）4 事業以外の取り組みの実施

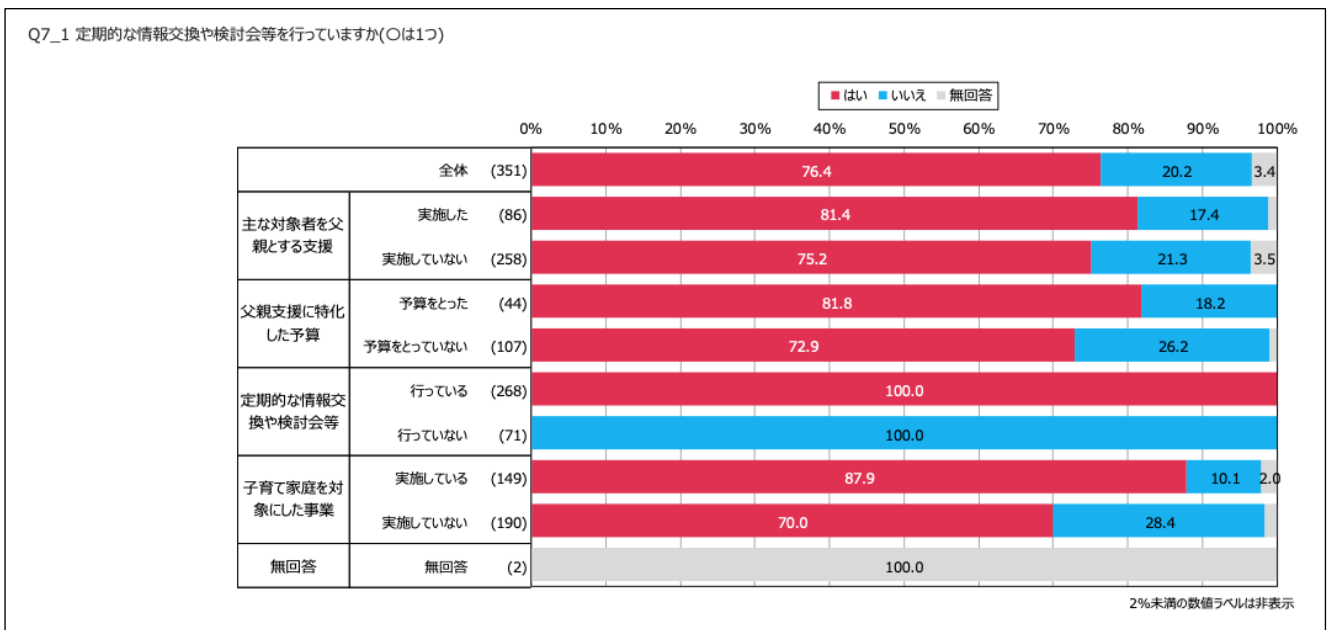


図 6. 母子保健担当と子育て支援担当との情報交換等の実施

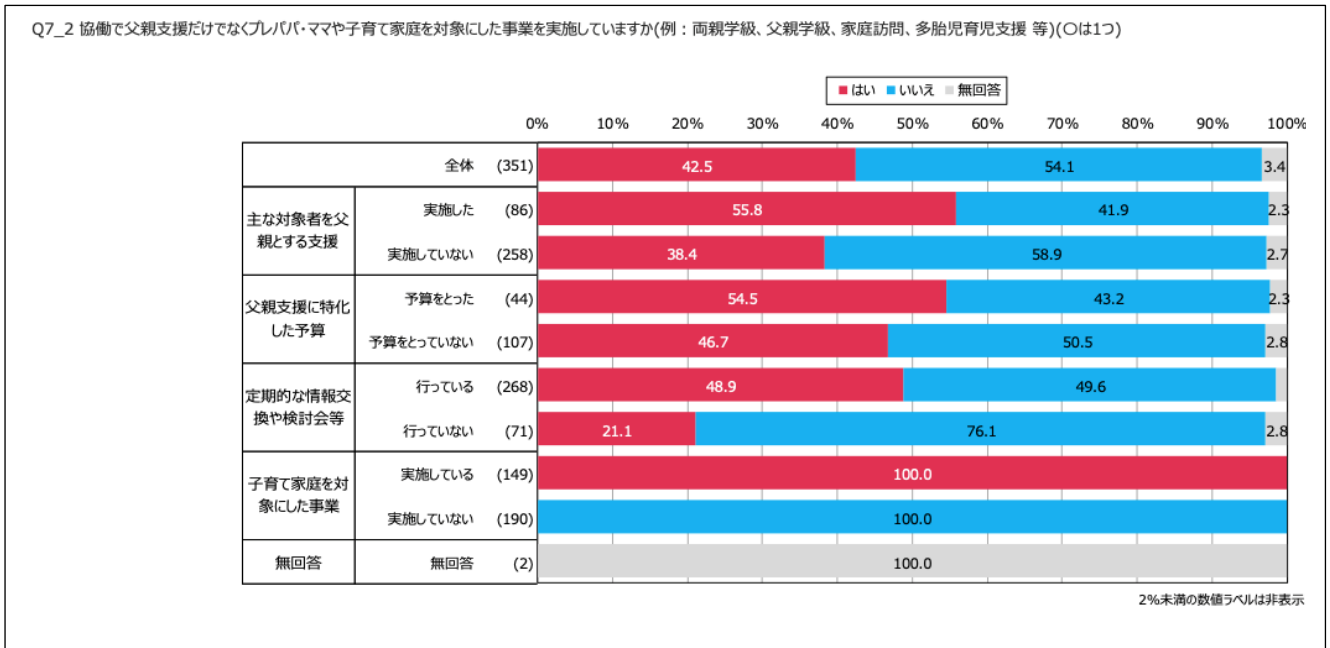


図 7. 母子保健担当と子育て支援担当との連携事業の実施

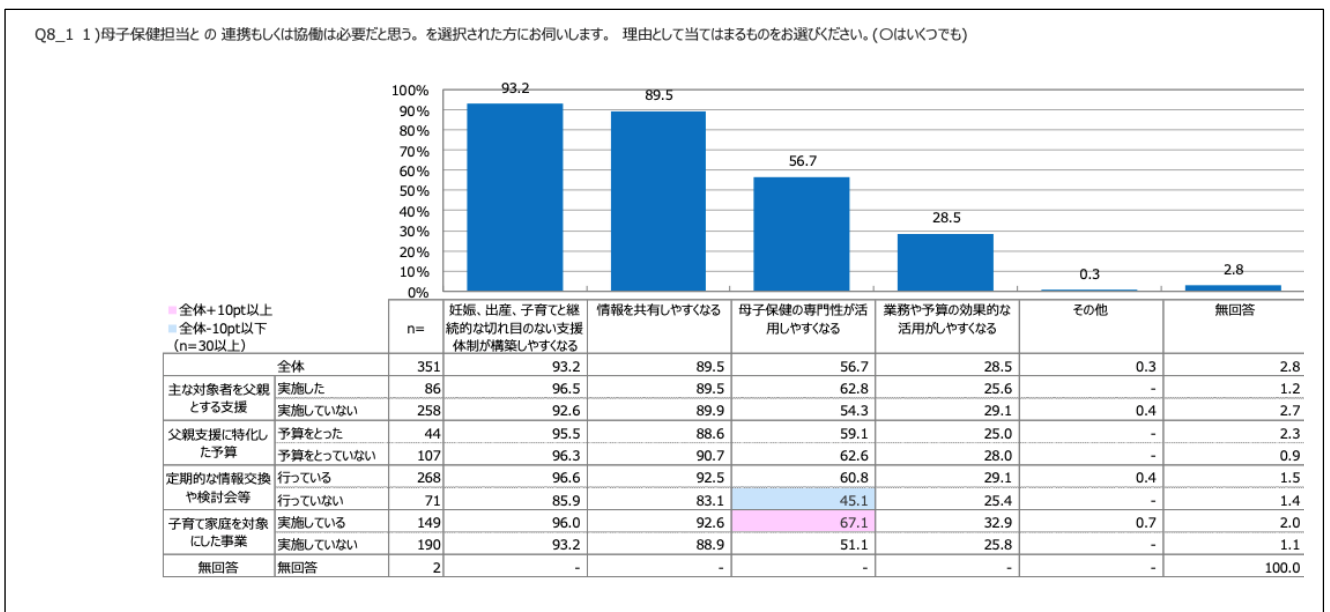


図 8. 母子保健担当と子育て支援担当との連携の必要性

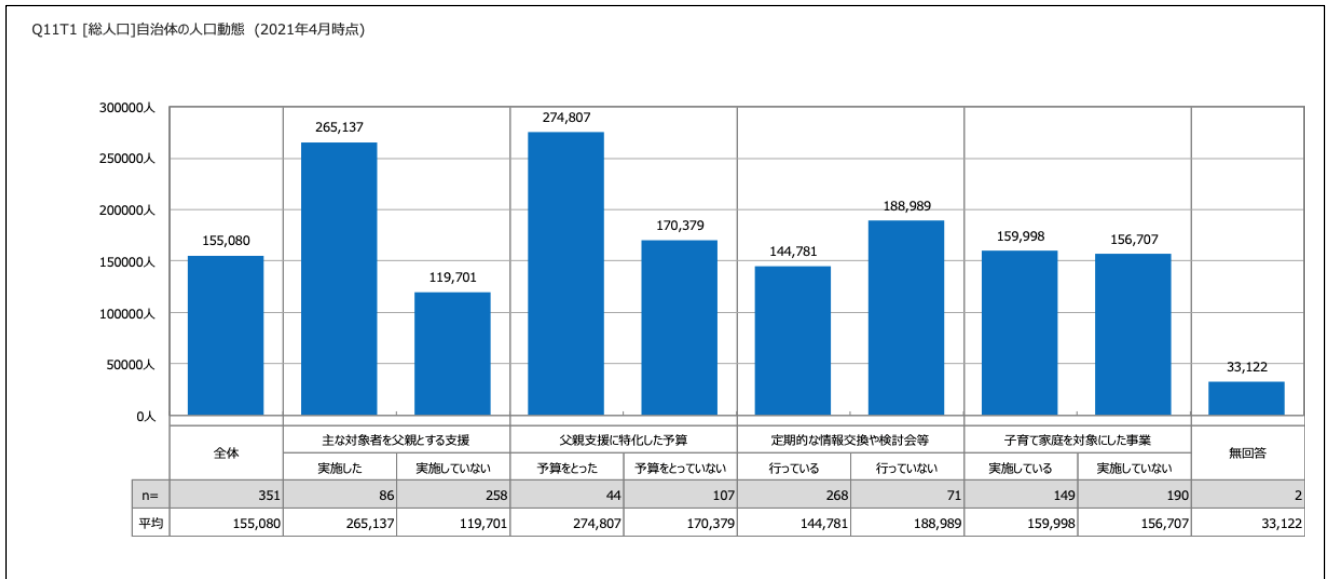


図 9. 自治体の人口

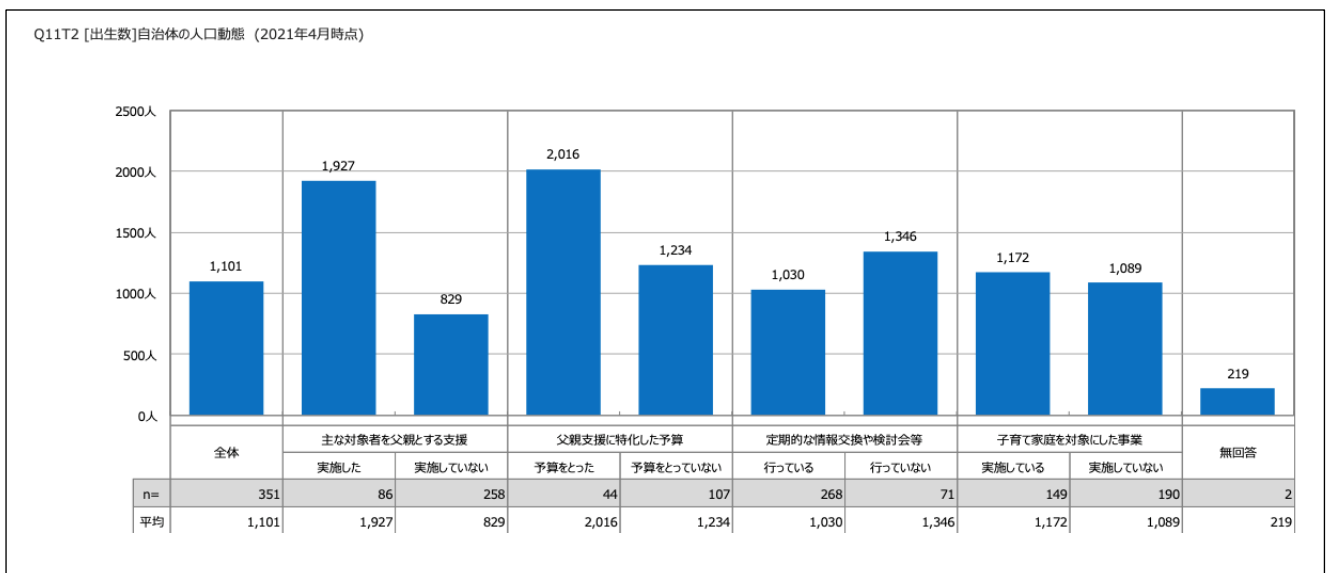


図 10. 自治体の出生数

